

2022年 7月 7日
第1回藤沢市子ども・子育て会議

待機児童の状況と今後の取組等について

1 待機児童の状況について

本市では、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、増加する保育需要に対応するため、様々な取組を進めてきました。

令和3年度には、既存保育施設の再整備や幼稚園の認定こども園への移行などにより、前年度と比較して38人の定員拡大を図るとともに、待機児童の多い1・2歳児の受け皿確保策としての年度限定保育事業などに取り組んできたところです。

こうした取組の結果、令和4年4月の保育所等利用申込においては、前年と比較して利用申込児童数は348人増加しましたが、本市では、このような保育需要に対して、多様な教育・保育サービスを提供すること等に努め、令和4年4月1日現在で国基準による待機児童数は、前年に引き続き0人となりました。

単位：人

項目	令和4年4月 A	令和3年4月 B	増減 A－B
就学前児童数	21,259	21,570	△ 311
保育所等利用申込児童数 ①	8,815	8,467	348
利用児童数 ②	8,370	8,010	360
入所保留児童数 ③＝①－②	445	457	△ 12
幼稚園預かり保育 ④	15	9	6
企業主導型保育事業 ⑤	43	21	22
藤沢型認定保育施設 ⑥	13	11	2
年度限定保育事業 ⑦	14	16	△ 2
求職活動を休止 ⑧	75	60	15
特定の保育所等を希望 ⑨	192	238	△ 46
育児休業中 ⑩	93	102	△ 9
待機児童 ⑪＝③－(④～⑩)	0	0	0
定員数	8,786	8,748	38

2 保育需要への取組について

(1) 藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）の中間見直しについて

ガイドラインは、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「支援事業計画」という。）に基づき、具体的な施設整備等を進める計画として策定され、現計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間を計画期間としております。

令和4年度は、第2期支援事業計画の中間見直しの年に当たりますので、あわせて、ガイドラインについても保育ニーズや待機児童数などの状況に鑑み、見直しを図ります。

(2) 令和4年度の施設整備について

令和3年に待機児童が解消したことから、施設整備については慎重に検討してきたところです。本年度につきましては、引き続き既存保育施設の有効活用を図るための取組を進めていくとともに、認可保育所等の新設整備は実施しないこととし、その後の整備は、ガイドラインの中間見直しにあわせて保育ニーズ等を精査しながら必要に応じて検討していきます。

(3) 保育士不足の状況について

令和4年4月の認可保育施設入所申込みにおいて、保育士不足を理由に受け入れができなかった定員枠は158人分（前年度160人分）生じており、この定員枠で受け入れを行うためには47人（前年度42人）の保育士が必要であったことから、依然として、保育士の確保は喫緊の課題となっています。

こうした課題の改善に向けて、これまで実施している様々な保育士確保策に加え、本年度は市内認可保育施設の保育士を対象とした奨学金返済補助金について対象拡大を行うなど、引き続き、保育士確保に向けた取組を進めていきます。また、保育士不足が生じている施設は、特定の施設に偏る傾向もあることから、必要に応じて対象施設への聴き取りを行うなど、課題の解決に向けた対策を講じていきます。

3 医療的ケア児保育の実施に向けた対応について

本年10月を目途とした市内認可保育施設（公立保育所2施設、法人立保育所1施設を想定）での医療的ケア児の受け入れに向けて、現在、必要な体制整備等の取組を進めています。これまでの主な取組の経過と今後の対応予定は、次のとおりとなります。

＜取組の経過と今後の対応予定＞

- 3～4月 医療的ケア児保育事業の詳細検討、園長会等での情報提供
- 5月 法人立保育所に対する現状確認調査の実施
市健康づくり課との医療的ケア児の実態把握調査の実施
- 7月 医療的ケア児保護者からの個別相談・申請受付開始、職員向け研修の実施
- 8月 （仮称）医療的ケア児等受入検討会議の開催
- 10月～ 医療的ケア児の受け入れ開始

4 「藤沢市幼児教育施設保育料補助金」の今後の方向性について

現在、本市が実施している「藤沢市幼児教育施設保育料補助金」（以下「保育料補助金」という。）は、幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）の制度において、神奈川県が認可を受けていない幼稚園類似施設（以下「幼児教育施設」という。）に通う保育の必要性が認められない児童が対象外とされたことを受け、本市が独自に補助を行うこととした事業です。この事業は、令和元年10月から原則5年間を実施期間とする中で、無償化開始後の制度の動向や他の支援事業の実施状況等を踏まえ、その後の事業のあり方を検討することとしました。

こうした中、国は令和3年度から「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」（以下「国の支援事業」という。）として、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行うこととしました。こうした状況を踏まえ、現在実施する保育料補助金は当初予定のとおり令和6年度まで実施することとし、その後は国の支援事業への移行を基本的な方向性として対応を進めていきます。

以 上

(子ども青少年部 子育て企画課・保育課)